

**議 事 日 程**

- 日程第1 議案第49号 瑞穂市まちづくり基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第50号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第51号 令和3年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第52号 令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第53号 令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第54号 令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第55号 令和3年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第56号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 議案第57号 令和3年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 議案第58号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第11 議案第59号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第60号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第61号 令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第62号 令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第63号 令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第64号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した議員**

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬渕ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明

13番 庄田 昭人  
15番 広瀬 武雄  
17番 松野 藤四郎

14番 若井 千尋  
16番 若園 五朗  
18番 藤橋 礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森 和之	副市長	梶 浦 要
教育長	服 部 照	企画部長	山 本 康 義
総務部長	石 田 博 文	市民部長	棚 橋 正 則
巢南庁舎 管理部長	広 瀬 進 一	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	桑 原 秀 幸	調整監	宇 野 真 也
環境水道部長	矢 野 隆 博	教育委員会 事務局長	佐 藤 雅 人
会計管理者	清 水 千 尋	監査委員会 事務局長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	古 澤 秀 樹
--------	---------	-----	---------

## 開議の宣告

○議長（若井千尋君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べるできないとなっていますので、十分注意をして発言されますようお願いいたします。

---

## 日程第1 議案第49号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第1、議案第49号瑞穂市まちづくり基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案第49号瑞穂市まちづくり基本条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。よろしくお願いをします。

この改正条例ですけれども、内容的にはなかなかいい部分があると思うんですが、皆様御存じのように、1990年に国連では子どもの権利条約、これがつくられ、1994年には日本も批准をし、それに参加をするということになりました。

その中でうたわれている子どもの権利ということで、4つほど大きな項目として上げられておりますけれども、その中の1つに、子どもの参加する権利、こういったものがうたわれております。この権利と今回の基本条例の改正内容、私は関連性があるかなあと見ていますけれども、そこら辺について、関連性があるのかないのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 皆様、おはようございます。

子どもの権利条約についての関係で、今回のまちづくり基本条例の関係性ということで御質問でございます。

議員おっしゃられましたとおり、子どもの権利条約につきましては、1989年に国連で採択をされ、1990年に国際条約として発効されたものでありますが、日本では1994年に批准、そして

同年から発効されておるものでございます。

この条約の中で、子どもたちの権利として生きる権利、育つ権利、守られる権利、そして議員が今言われた参加する権利という4つの権利が定められております。

今回、まちづくり基本条例推進委員会のほうにおきまして、子供に関する条例改正が議論されてまいりましたが、議論する上でもこの条約の内容を念頭に行っております。これは、参加という言葉と比較しまして、この参加する権利というのがこの条約の中でうたってあるんですね。参加という言葉と比較しまして、より積極的、かつ主体的に、そしてまちづくりの意思決定や実施や評価の各過程で関わり、行動することを意味する参画という言葉で議論を進めてきたところでございます。

まちづくり推進委員会では、瑞穂市の子供が社会の課題を自分のことと捉え、解決策を考え、行動できる大人になってほしいという思いと、またそのような子供を育てていく環境づくりに大人が努力するという考えに基づいています。

この条例における子供の年齢については、条文であえて明記をしておりますませんが、子どもの権利条約での位置づけと同様に、参政権を持たない18歳未満としておるところでございます。いわゆる今回のまちづくり基本条例の子どもの権利の中も参加というところですが、その参加という言葉の根底に踏まえた上で、その上に積み上げてきた参画という形で基本条例は改正させていただいたということで、ベースとして踏まえているという関係性があるということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今のお話でいきますと、子どもの権利条約、こういったものをベースに考えながら今回の提案になったというお話だったと思います。非常に、すごい立派なことだと思います。

そういう中で、具体的にどう、こういったものを表現していくかということ、会派説明会のときには、今中学生が行っているみずほ未来プロジェクトとか、そういったものも一つの場になるかなあというお話もありました。また私もそれを見せていただきましたが、中には、子供たちのほうから交通の危険についての調査とか、また提案としては、図書館を朝6時からやったらどうかというようなお話も入って、なかなか私たちの発想から出てこないようなユニークな、そんなのもありました。

そんなのを考えながら、やっぱり今言われたように、子供たちの参画ということについて、その大前提としては、何と言っても子供たちの人権がきちんと守られている、そういったことがまずは重要ではないかと私は考えるところであります。

そういった意味で、今回この条例を改正する案をつくるに当たって、今の時代の子供たちの

人権をどう守っていくのか、現状はどうか、そういった課題について議論がされたかどうか、そんなことについてですが、されたのであれば、それがどんな形で反映されていくのかということについて質問をしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） まちづくり基本条例の第4条では、まちづくりの基本理念を定義しております。まちづくり基本条例推進委員会では、子供たちの参画機会の保障に関する条文追加を中心に議論を進めてきました。今回、子供が尊重され、まちづくりに参加する権利の保障というものを新たに基本理念に追加する提案をさせていただいたところでございます。

議員の言われる条例第4条第2号にあります人権の尊重につきましても、今回の議論の中心である子供たちにも当然ながら適用することとして議論が進んだところでございます。これは、子どもの権利条約が根底にあるからということで、先ほどの関連性というところと通じるところです。

まちづくりに関する基本的な考え方、姿勢を定める総論的な理念条例でございます。子供たちの人権をどう守るかという具体的な、いわゆる個別条例につきましても議論は、この推進委員会のほうではされていないところです。

まちづくり基本条例推進委員会では、子供は市民に含まれているとして、改正の必要性がないのではないかという冒頭に話があったことはあったんですが、将来を担う子供を、瑞穂市にとっては特別な存在であるということからクローズアップしまして、新たに第4号として子供の尊厳を尊重することを明確にしまして、子供がまちづくりに参画する権利が保障されるということを新たに規定したものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

## 日程第2 議案第50号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第2、議案第50号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

### 日程第3 議案第51号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第3、議案第51号令和3年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では続きまして、議案第51号令和3年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

内容については、なかなかちょっと細かい部分であって本当に恐縮なんですけれども、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず事業報告書、この中の24ページでありますけれども、ここに自主運営バス事業として、今、瑞穂市の公共交通機関、どのようになっているかということに対する決算の状況、そういったものが記載されているところであります。

これを見ますと、みずほバス、今年の決算では7,867万、前年度は7,890万ということで、若干の減少、それから路線バス運行負担金として、大野穂積線228万円、それに対し、前年度は232万ということで、これも若干の減少であって、ほぼ横ばいという状況であります。

これに対し、路線バス運行負担金、安八穂積線については、令和3年度の決算990万ということになっておりますけれども、これ前年度は630万ということで、360万弱増加をしたということになります。増加率でいくと57%ということで、非常に大きな増加をしているわけであります。

今後、これがどのような見通しになるのか、そこら辺について質問をさせていただきますので、今後の見通しについてお話をしていただければと思います。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 令和2年度決算額と令和3年度決算額を見比べると、議員御指摘のとおり57%負担金がアップしております。これは、輸送量が1日15人を2年連続で下回ると補助の対象から外れるという規定がございまして、関係市町負担金が増加したということによるものです。

また、平成30年に安八町と取り交わしました協議書の中で、令和3年度より走行距離割額に加え、利用者割額というようなものを各市町負担金の算定に反映させることとしたことも、負担金増加の原因となっております。

この私どもが払う負担金、国の補助金についてちょっとお話しさせていただきますが、この国から来るカットされた補助金は、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金というものになります。こちらは新型コロナの影響によりまして、条件緩和がされることになりました。今、今回の15人以下だったのでカットされておりますが、輸送量1日15人以上という規定が5人以上に緩和されることになりましたので、令和4年度からはまた復活することになります。ただ、これは基準が変わったということだけであって、根本的に解決していないということがありますので、今後の見通しにつきましては、輸送量の確保のほか、利用状況を検証しまして、何らかの方策を打ち出す必要があると考えております。

この安八穂積線につきましては、穂積駅から大垣桜高校の利用者が全体の半数ほどを占めているため、路線の改変というものも視野に入れながら検討する必要があると考えているところでございます。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

では続きまして、同じく事業報告書57ページでありますけれども、ここに地域振興券事業について記載がされております。これは、3年度のたしか途中から実施するという事で進められてきていると思います。ここでは積立金としているのが表に出てくるお金のほとんどか、あとは若干の経費が入っていると思いますけれども、これにつきまして実際の、およそ半年たった中でどのような状況になっているのか、つまりこれをどのような項目でこの地域振興券が使われているのか、そういったところの金額とか、あるいは種類、金額、換金状況、そんなものが一つ分かればありがたいなあとと思います。

それと併せて、実際にそれらが使われて、利用店舗のほう、これについてのもし分かる範囲であれですけれども、種類別の店舗数とか金額、そういったものも併せて報告願えればと思います。

そして、これに要した費用ですね。大体どの程度に結局はなっているのか。つまり、実際に要した費用と、それを活用された費用と、実際の経費、そこら辺の関係がどうなっているのか。そういうことも含めて、今年度も今実施されているところですけども、今後の見通しはどうか、御報告お願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

関谷議員の御質問にお答えします。

まず活用種類ごとの金額ということですが、こちらの事業報告書に載っております239万7,000円につきましては、これは自治会等の、民間というか一般の方への、団体への売払いと

ということで5団体がありました。5団体の合計金額が、ちょっと切り上げてはおりますが、239万7,000円ということになっております。

あと、それ以外にも、市の事業で、長寿者褒章の祝い金、こちら主なものを代表しまして、あとリサイクルポイント、こちらのものを市の事業としまして5事業あります。5事業の合計金額が228万5,500円ということで、発行総額としましては468万2,000円となっております。

こちらの換金状況につきましては、先ほどの468万2,000円の発行に対しまして、換金状況としましては212万4,000円というような状況になっております。

あと、どのようなお店で利用がされておるかというところで、細かいお店はちょっと省かせていただきますが、代表的なものとしましては、スーパーやホームセンターの6店舗の合計で96万円、薬局・ドラッグストアの8店舗で79万6,500円、飲食店の7店舗の合計で12万2,000円というところが主な利用店舗の種類と金額となっております。

あと、要しました経費というところで、事業報告書のほうでは印刷製本費の47万1,000円を記載させていただいておりますが、それを含めた需用費としまして、あとポスターとかをちょっと作っておりますので、その辺を合わせた需用費としまして68万8,260円、あと取扱店さんとのやり取りの郵送費、こちらを役務費として4万6,810円、経費として使わせていただいております。

今後の見通しということですが、令和3年9月から始まりました事業で、まだ発行金額が少ないですが、昨年度は自治会等でも御利用がありましたので、春の自治会長説明会で振興券の利用について説明をしましたところ、今年度も複数の自治会で購入をいただいております。

この地域振興券事業につきましては、多くの方に認識され御利用いただくことで、市内事業者の売上げにもつながり、また利用できる店舗も拡大し、地域経済の活性化につながるものと考えておりますので、これからも発行金額や利用店舗の拡大を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の説明の中で、市の事業として5つ、幾つか上げられてあるという話でしたけれども、そのうちの一つが長寿祝い金だと思いますけれども、それ以外にはどんなものがありますか。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） では、5つ、5事業ありますが、大きいものは先ほどの長寿者褒章の祝い金ですが、あと自治振興費の中で、市の表彰の副賞としまして1万5,000円分、あと同じく市の表彰の副賞としまして、90歳で歯が20本という事業があるんですが、そちらのほ

うで4万円、あと議長さんの交際費の年末夜警の激励金としまして4万円、空き缶回収のリサイクルポイントとしまして24万500円の合計の5事業となっております。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

では、次のところに行きたいと思います。

これはちょっと先ほど、まちづくり基本条例のことと関連しますけれども、子どもの権利条例について、私は令和3年3月議会の中で、これがどんなふうに進んでいるかという質問をさせていただきました。その中で、条例制定に向けた制定委員会を令和3年度中に設置するための制定検討委員会を開催する、そのような旨の答弁がありました。そして、予算の中にもそういったものが計上されております。子どもの権利条例制定事業費として、合わせて7万4,000円ですかね、計上がされました。

ところが、決算を見ますと、それに対応するところが、ちょっと私の範囲ではなかなか見つけ出せなかった。実際に使われていないのかどうかということの確認も含めて、そこら辺のことがどうであったか、ちょっと御答弁願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） ただいまの御質問ですけれども、令和3年3月議会で、議会からの御質問に対しまして、今後につきましては、来年度、令和3年度以降、市長部局の関係課と連携し、瑞穂市子どもの権利条例制定に向けた制定委員会を令和3年度中に設置するため、制定検討委員会を開催し、制定に向けた準備、調査、研究を進めてまいりますと答弁させていただきました、7万4,000円の予算を議決いただいたところであります。

ただ、その後、関係部署で検討を重ねる中で、先ほどもありましたけれども、まちづくり基本条例の一部改正やいじめ防止対策の条例制定をこの子どもの権利条例制定より優先して進めるべきではないかということになりましたので、答弁させていただいた制定に向けた準備、調査、研究は行っておりません。今後も関係部署での議論を踏まえて検討していきたいと思っております。

本来でしたら、それに伴いまして予算を減額補正すべきところ、不用額を残してしまいましたことは誠に申し訳なく思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今のお話ですと、子どもの権利条例の前にまちづくり基本条例、それからいじめ防止条例ですかね、そういったものを優先してやっていきたいというお話でした。そ

れで、今回まちづくり基本条例の話が出てきたと思います。

いじめ防止条例については、今具体的に進んでいるということによろしいでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） ただいま制定に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号13番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき、総括質疑をさせていただきます。

議案第51号令和3年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを質問させていただきます。

通告がされておられませんので、突然かと思いますが、よろしく御答弁のほうをお願いしたいと思います。

この議案第51号では、監査委員の意見を添えて、別紙のとおり議会の認定に付するとありますので、監査意見書の中の言葉を少し確認させていただきたいと思います。

監査意見書の中の3ページでございます。

その中の5番、会計処理等について、その中の当年度の一般会計繰越明許費において、繰り越す必要のない事業において繰越処理を行うなど不適切な会計処理が行われたことから、予算の管理を適切に行っていただきたいとありますが、その中の、繰り越す必要がない事業、このことについて確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの庄田議員の御質問にお答えしたいと思います。

これは、下水道事業会計の繰り出しの処理のことでもございました。こちらのほうでございますが、当初、補正予算で繰り出しを繰越するというので補正予算を6月議会のほう、令和3年6月議会のほうで提出をしておりましたが、その金額につきまして、下水道課のほうで全額繰り出してしまうということで、先に行ってしまったところで、その後、繰越調書というのが下水道のほうから出されましたので、財務情報課のほうで中身をちょっと確認を怠ったところで、もう既に繰り出してある予算につきまして繰り越しちゃったということで、このような

監査委員の意見になっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 繰越明許費にあったということでもありますので、この繰越明許費については議会で議決をした案件であります、その流れについてはどのような流れになっておるのかお伺いをします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議会のほうの流れといたしましては、令和3年度の6月議会に一般会計補正予算（第3号）といたしまして、下水道事業会計繰出金225万円を計上いたしております。こちらの内容につきましては、国交省中部地整の木曾川上流河川事業負担金と事務所負担金ということで、5,000万円のうちの一般会計負担分につきまして、一般会計から繰り出すということで議決をいただいております。

ただ、こちらのほうでございますが、限度額の設定でございますので、送るなら最高でも225万円、送らなければ、繰り越さなければゼロ円でも構わないという限度額の設定でございましたので、今回は先に令和4年度ではなくて、令和3年度にもう既に繰り入れてしまいましたので、令和4年度に繰り越すお金がないということで訂正をさせていただいて、抹消のほうをさせていただいて報告をさせていただきました。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 令和3年度に繰り越したということでもありますので、それは議決案件でありました。ということは、議会議員が議決をしたということでもありますので、繰越明許費については、議会もそのことについてしっかりと認識をしなければならない、ただ繰り越したから、訂正をしたからということではなく、議会の議決としての責任、議員としての責任がそこに発生するのではないのでしょうか。議員として、しっかりとその繰越明許費について理解をしなければ、3年度の決算については認定を本当にしていいのか、議員としての責任があるのかということでもありますので、その3年度の繰り越したことからどのような処理をしたのか、議会に報告があったのか、お伺いをします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の行政報告につきまして、報告第10号で報告をさせていただいております、その部分の訂正の新旧のほうは既に出させていただいておりますので、それをもって議会への報告という形を取らせていただいたということで、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 報告第10号でそのことについて行われたということでありましたが、これは当初でありました。当初、報告第10号ということで、その説明のとき、当日に配られて、当日に判断をする、そのことについて、私はその全員協議会の中でメモした案件があります。

繰越明許費について、3年度より4年度への予算として議案決議したものなのに、報告の訂正でよいのかという疑問がそのときに考えさせていただきました。なので、議決したのは3年度の議決でありますので、今の説明では3年度のいつに議決したのかということが問われていません。

訂正について、本当にその報告だけで議決した案件がいいのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども申し上げましたが、議決の内容は限度額ということですので、225万円までは繰り越すということができるという議決をいただいております。ですので、これを裏返せば、ゼロ円でも限度額の範囲内であれば構わないということでございますので、議決をいただいた内容につきまして、反しているというわけではないという認識でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） この件については、一度しっかりと総務委員会に報告ができるよう、いつ繰越明許が発生をして、議決をされて、いつ、3月議会にて一般会計の中で、また6月議会の中でという流れでありました。その流れの中で、今回報告の10号の中でありましたということですので、一度その辺を分かりやすくしていただき、総務委員会の中で皆さんに協議をしていただきたい、私は質問がそのときはできませんので、そのような流れはどのような流れがあったのか、私も少し報告第10号について確認をさせていただきましたが、私の手持ちの資料の中では少しもその数字が見えてこなかったということですので、分かるようにして説明をお願いしたいと思います。そんな流れが、部長、報告できますでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今の報告の件でございますが、こちらのほうは、もう既に御報告はさせていただいている、そのときに御質問いただければ、もう少し詳しく御説明をさせていただいたところなんです。もう既に報告してしまっております。ですので、改めてということは、ちょっとそれでひっくり返るということはないと思いますが、もしどうしてもということでしたら、協議会かどこかの機会でお話だけはさせていただくことはやぶさかではございませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 10号、報告をしたということでもありますので、この件については報告ということできちっと処理がされたということだというふうだと思いますので、しかし、報告はその全員協議会の前で、先ほども言いました、それが今までの流れでありましたけど、それで質問はありませんかと言われても、質問というものが本当は考える時間、調査する時間がなく、それで終わりだということでは本当にきちっとした審査ができることなのかなあということでもあります。報告をしたからそれでもう終わりだということであるのであれば、この決算認定について、明快な答弁ではないと、報告ができないんだと、もう報告したからいいんだということに、議会として、私としては何かまだ審査が不十分ではないかなあというふうに考えるところでもありますので、もう一度しっかりとここの部分は協議会でも何でもいいですので、協議会でその部分の報告を願いたいと思いますので、資料として流れを見せていただけないかと思っておりますので提出をお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願ひしますが、よろしいでしょうか。

○議長（若井千尋君） ただいま報告を求めるということに関して、議員の質疑というか、要望というか、そこに対しての、執行部に対してどのような考えかを最後に確認という形を取りたいと思っております。

石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） きちんと御説明ができていなかったということでもございましたので、協議会の場で資料の提出を考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 次の質問であります。

もう一点は監査意見書の中の4ページであります。

その中の最後の部分であります。最後にといったところであります。4ページの最後の部分であります。

市の備品を売却するといった市民の信頼を大きく損なう不祥事が起きてしまったとありますが、このことについては、監査にも触れてありますが、物品であります。そのことについては、報道等であったのは、それぞれの備品についてであります。その中で、報道の中では、電子てんびんやデジタルカメラ、フルートということでもあります。その報道の中でも2020年度からの備品の窃盗を繰り返してきたというような内容であります。それまでの、2020年度ということとは昨年の備品管理についてはいかがだったのでしょうか。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） このたびの備品の売却につきまして、市民の皆様の信頼を損なったことに対しまして、まずもっておわび申し上げます。

昨年度等の備品の管理ですけれども、各学校においては、点検はしておりますけれども、その方法が、例えば複数で確認をすとかといったような、もう少し方法については検討する必要があったというふうを考えておまして、今年度、この夏に、もう一度、担当だけに任せないで複数でチェックするなどして確認を行っており、市の教育委員会のほうも8月の最終週に学校に出向いて、その管理状況を確認しているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） その中学校に勤務していた方というか、男という言葉が書いてあります。33歳の男と書いてありますが、2018年度から勤務していたということですが、リサイクル店にそのものを売却されたと、いわゆる市の財産を盗まれたということですが、その財産は備品でありますので、この部分については、今年度、今、授業として不利益になっているのではないかなあ、きちっとどんなようなその後対応をしたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 備品につきましては、今、実際の授業等についての大きな支障といたしますか、そういうものはございません。しかしながら、物品については、当人から返却をするというような手続を今進めているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） リサイクル店に売却しても当人から返ってくるということなんですか、そうすると、私としては賠償責任というものを発生しなければならないのかなあということですので、市の損害を与えたということの対応についてはいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今、実際に物品の返却等を進めているところでございますが、いずれにしても、まだ捜査の途中の段階でありますので、最終的にどうなるかということにつきましては、今ここで申し上げられませんが、物につきましては必ず返却すると、それ相応のものを返してもらうというようなことは最後までやっていきたいなと思っております。

○議長（若井千尋君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第4 議案第52号について（質疑）**

○議長（若井千尋君） 日程第4、議案第52号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第5 議案第53号について（質疑）**

○議長（若井千尋君） 日程第5、議案第53号令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第6 議案第54号について（質疑）**

○議長（若井千尋君） 日程第6、議案第54号令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第54号令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、1点質問をさせていただきます。

資料によりますと、97ページですかね、繰入金として、他会計繰入金は一般会計からの繰入金1,450万とあります。そして、裏面の98ページ、そこには公債費として1,091万、公債償還元金、それから償還利子というものが合わせて支出されております。そこを見ますと、残高が大分減ってきて、令和9年度にはこれは終了する予定だというふうになっております。

といたしますと、一応確認でありますけれども、それ以降につきましては、本会計からの繰入れ、これについては当然その年によって多少違いがあるかと思っておりますけれども、350万円程度の繰入れで今後は進んでいくというような認識でいいのかどうか、その点について質問をさせていただきます。以上です。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） そのとおりでございます。特に修繕とか物価の高騰がなければ、約350万円程度の繰入れとなります。以上です。

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第7 議案第55号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第7、議案第55号令和3年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8 議案第56号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第8、議案第56号令和3年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、議案第56号令和3年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について、2点質問をしたいと思います。

まず1点でありますけれども、提出されております下水道事業報告書、その1ページに概況として総括的事項ということで、その3行目に、その少し前から読みますと、水洗化人口は

2,960人、前年度比3人増で、水洗化率は74%、前年比0.6%増となりましたというふうに記載されております。この間、下水道問題について私も幾つか、かつて質問をしましたがけれども、水洗化率80%ですね、それを目指してやっていくんだというお話がありましたけれども、これでいきますと、西処理区での下水道、これにつながるものが80%に到達するのはいつ頃になるのか、その見通しについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 現在、西処理区の水洗化率の伸びは5年平均で年約0.6%となるため、10年後には80%程度になると考えております。

また、単独浄化槽の大規模集合住宅があり、今現在、接続していただけるよう交渉しており、この大規模集合住宅が接続すると約80%弱となるため、今後も引き続き接続していただくよう交渉してまいります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この西処理区の特定期間保全公共下水道事業について、計画書について、変更ということで、平成29年度に変更協議、私の手元にあるのが協議の申請書ということで出されておりますけれども、それを見ますと、平成35年、令和に直しますと令和5年だと思えますけれども、そのときには、この水洗化率93.5%になる、そういう計画がつけられておりますけれども、この計画、令和5年といいますと来年になりますけれども、これとの乖離が甚だ大きいと思いますが、そこら辺についての見解をお願いします。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 確かに乖離はございますが、その当時の伸び率がちょっと、実は結構ありまして、現在、若干伸び率が下がっておるということで、大変申し訳ありませんが、そういうような結果になっております。

仮に過去10年で見ますと、今の倍ぐらいに伸びているデータになっておりまして、今ちょっと若干下がりぎみということになっておりますので、御理解ください。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 監査報告でもそこら辺の問題について若干触れておられまして、要は接続している世帯はそんなに増えていない。それに対して、実際に住んでみえる方が減っているから、この間、少しずつ上がってきているという、そのような指摘もあります。これについて、やっぱり今後の下水の計画について、少し大きな問題ではないかと思っておりますので、質問をさせていただきます。

続きまして、この監査報告書6ページのところに、施設の利用状況ということで、有収率と

か施設利用率というものが出されております。この施設利用率、私は直感的に、これは現在ある処理施設が、要は25%程度しか稼働していないというふうに捉えたんですが、その認識が間違っているかどうか分かりませんが、これを抜本的に改善するという事は、ある意味では有効な活用という観点からも必要なことではないかと思っておりますけれども、そこら辺についての見通し、考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 議員のおっしゃるとおり、施設の利用率が25%、いわゆる25%程度しか稼働していないということで御理解いただければと思います。

改善策といたしましては、先ほどの問題もありますように、水洗化率を向上させることや、企業誘致などをして有収水量、いわゆる水量を増やすことが必要であり、また、汚水処理事業の効率化・共同化を進め、区域外からの流入も検討していかなければならないと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 検討しなければならないというお話ですけれども、まだそこら辺について、こんな計画があるというお話を伺った記憶はないんですけれども、それは具体的にそんな計画がつけられているということでしょうか。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 計画はありませんが、今後もそういう検討をしていかないといけないなあということでもあります。以上です。

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第9 議案第57号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第9、議案第57号令和3年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第10 議案第58号について（質疑）**

○議長（若井千尋君） 日程第10、議案第58号令和3年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第11 議案第59号について（質疑）**

○議長（若井千尋君） 日程第11、議案第59号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番 関谷守彦です。

では、議案第59号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）、これについて2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず補正予算書17ページになると思いますけれども、そこに市内事業所活性化補助金1,830万円とあります。これは、今回の補正予算では唯一と言っていいのかわかりませんが、事業活性化ということで一つの市としての目玉というか、新しい施策ではないかというふうに思っておりますけれども、これについてでありますけれども、前に説明をいただいたところへいきますと、消費者に30%を還元する、そういったような取組だというふうに、飲食店に限定をして12月に実施をするという、そのような説明があったと思います。

では、今回1,830万円、このうちの消費者に還元される部分の相当する額、あるいは経費となる部分の金額、それぞれどれだけであるかということについて説明をお願いしたいと思います。

また、想定してみえる飲食店の店舗数、これが飲食店全体のどの程度の割合を占めるという、そのような設定をされて今回のこういう提案になったのか、その点についても御説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 市内事業所活性化補助金の御質問でございます。

今、議員言われたように1,830万、詳細を言いますと1,830万4,000円になっています。そのうち、キャンペーン付与費用、いわゆる消費者に還元される30%相当に該当する額は1,614万7,000円になっています。その他、商工会を經由させていただきまして、運営費等で215万7,000円を見込んでおります。

今回、12月に企画させていただいたということで、飲食店さんのほうが食材が高騰しているということで、じわじわ、だんだん年末に向かって効いていきます。その関係で、12月に年末のときに御家族そろって行っていただくということがあるといいかなあというふうに思っています。

また、御質問にありました飲食店舗数についてでございますが、令和2年6月1日現在の経済センサスの活動調査という統計がございますが、瑞穂市内に157店舗がございます。ただ、この157店舗の中で、キャッシュレス決済を行いましてキャンペーンに参加するという店舗がどのくらいあるのかというのはちょっと分からない状態です。前回もこの商工会を通させていただいて、ここにも表示されていますが、P a y P a yのほうを使わせていただくということで商工会さんが置いてくれます。ただ、P a y P a yさんのほうも開示していないので、詳細な数字が分からないというということでございます。最高で157店舗ぐらいの方、飲食店が参加していただいて動くというマックスでということで御理解願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） やっぱり取組について、どのような効果があったかはきちんと検証する必要があると思いますので、その点について、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

引き続き、もう一点だけ質問させていただきます。

今回、債務負担行為ということで、シティプロモーション動画、これを作成するという案件が出ております。実際には来年度の支出になるのではないかというお話でしたけれども、この動画はどのような内容で、どのように活用を今後していくという想定の下にこういうものを提起されているのか、その点について確認がしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） シティプロモーション動画を作成することが決まった経緯について、まず説明させていただきたいと思います。

令和5年5月に迎えます市制施行20周年の記念事業を行うに当たりまして、市内各種団体とか、あと公募による委員さんで瑞穂市市制20周年記念事業実行委員会を令和4年1月に立ち上げたところでございます。

委員会では、市民主導で企画・立案した事業の実現を図るべく、毎月会議を今開催しているところです。会議の中で、記念事業を通してどのように市の魅力を発信するのか、どのように次世代につなげていくのかなどが議論となりました。いわゆるシビックプライドといいまして、瑞穂市民の方々が、瑞穂市への愛着や誇りというのを醸成したりとか、移住・定住の促進を目的とするということで、シティプロモーション動画の制作が委員会で決定されたところがございます。

シティプロモーション動画の活用について御説明します。

来年6月11日開催の瑞穂市制20周年記念式典で上映を行います。構想段階ではございますが、市の魅力・歴史・文化に加えまして、ドローン空撮による、ふだんとは違った瑞穂市の様子などを映像に盛り込みます。

また、市民も参加できるように瑞穂市の魅力や自慢などといったテーマで写真の提供を企画していきたいと考えております。それらの素材も映像の中に反映させるよう調整していく予定でございます。

また、この式典後の活用についても御説明させていただきます。

市外の方に向け、移住を促進できるように、市のホームページやユーチューブ、商業施設や市役所庁舎に設置しておりますデジタルサイネージなどで映像を見られるようにいたします。

また、瑞穂市を知るきっかけとして、身近なものは、一番大きいのはふるさと納税のサイトなんですね。このふるさと納税は、令和3年度、申込み件数が、実際お金を入れていただいたありがたい方々が4万件を超えております。ですから、閲覧でいったら簡単にいっても倍はあるということになると思います。ふるさと納税のサイトには市の紹介ページがございますので、そこにリンクを張らせていただいて、シティプロモーション動画へ誘導するという形でも考えています。

これらの活動が移住の促進、ふるさと納税の寄附増額への相乗効果につながっていけばよいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第12 議案第60号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第12、議案第60号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第13 議案第61号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第13、議案第61号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第14 議案第62号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第14、議案第62号令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第15 議案第63号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第15、議案第63号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第16 議案第64号について（質疑）**

○議長（若井千尋君） 日程第16、議案第64号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**議案第49号から議案第64号までについて（委員会付託）**

○議長（若井千尋君） 議案第49号から議案第64号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をします。

---

**散会の宣告**

○議長（若井千尋君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時06分

